

旧警戒区域でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を同区域外に移転させた申立人について、旧店舗内の申立人所有の営業用動産につき取得価格に実際の使用可能年数（20～40年）を基礎とする減価をして、損害額を算定し、また、新店舗の新規設備取得費用につき取得価格の4割が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目についての和解金として、合計金6,222,300円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

第1項に掲げる損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。ただし別紙記載の損害項目ア乃至カについては、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月9日

（仲介委員 小山達也）

	損害項目	取得年月	和解金額	
ア	旧店舗内の営業用動産 本件事故時における	店内改装	昭和59年1月	金2,013,000円
イ		絨毯張り替え	昭和63年4月	金56,000円
ウ		カラオケ機器一式	平成16年5月	金1,114,500円
エ		CD作成機	平成5年11月	金360,000円
オ		製氷機	平成16年5月	金326,300円
カ		冷蔵庫	平成10年頃	金45,400円
キ	請求書・見積書・領収書に係る新規設備の取得費用 本件審理において申立人が提出した	改装工事代金	平成24年7月	
ク		雨樋工事代金	平成24年7月	
ケ		トイレ床張り工事 代金	平成24年7月	
コ		店内電気工事代金	平成24年7月	
サ		水回り工事代金	平成24年7月	
シ		通信カラオケ機一 式取得費用	平成24年7月	
ス		椅子取得費用	平成24年5月	
セ		椅子取得費用	平成24年6月	
ソ		便器取得費用	平成24年5月	
タ		水質検査代金	平成24年6月	

以上